

議案第 2 1 号

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区体育施設等に関する条例（昭和 3 2 年杉並区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び体育施設（別表第 4 に規定する施設を除く。）」及び「（別表第 4 に規定する施設に限る。以下同じ。）」を削る。

第 7 条第 2 項中「高井戸温水プール及び上井草温水プール」を「別表第 4 に規定するプール」に改める。

別表第 1 杉並区大宮前体育館の項中「杉並区宮前二丁目 1 1 番 1 1 号」を「杉並区南荻窪二丁目 1 番 1 号」に改める。

別表第 3（3 の 2）体育館の部及び付記 3 を削る。

別表第 4（5）体育館の部中

妙正寺体育館 永福体育館	一般	1 人、1 回につき	小人（小・中学生）	1 0 0 円	
			大人	2 0 0 円	
	貸切り	2 時間につき	全面	2 , 8 0 0 円	
			半面	1 , 4 0 0 円	
			1 / 3 面	9 0 0 円	
			1 / 4 面	7 0 0 円	
	高円寺体育館 荻窪体育館	一般	1 人、1 回につき	小人（小・中学生）	1 0 0 円
				大人	2 0 0 円
貸切り		2 時間につき	全面	3 , 3 0 0 円	
			半面	1 , 6 0 0 円	
			1 / 3 面	1 , 1 0 0 円	
			1 / 4 面	8 0 0 円	

を

」

高円寺体育館 大宮前体育館 荻窪体育館	一般	1人、1回につき	小人（小・中学生）	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間につき	全面	3,300円
			半面	1,600円
			1 / 3面	1,100円
		1 / 4面	800円	
妙正寺体育館 永福体育館	一般	1人、1回につき	小人（小・中学生）	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間につき	全面	2,800円
			半面	1,400円
			1 / 3面	900円
		1 / 4面	700円	

改め、同表（6）小体育室の部中 高円寺体育館  
荻窪体育館 を 高円寺体育館  
大宮前体育館  
荻窪体育館 に改

め、同表（7）武道場の部を次のように改める。

（7）武道場

施設区分	使用区分			利用料金
大宮前体育館	一般	1人、1回につき	小人（小・中学生）	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間につき	全面	800円
			半面	800円
荻窪体育館	一般	1人、1回につき	小人（小・中学生）	100円
			大人	200円
	貸切り	2時間につき	全面	1,600円
			半面	800円

別表第4（8）プールの部中 高井戸温水プール  
上井草温水プール を 大宮前体育館  
高井戸温水プール  
上井草温水プール に改め、

同表（ 9 ）トレーニングルームの部中 「 上井草体育館 」 を 「 大宮前体育館  
上井草体育館 」

に改め、同表（ 1 1 ）会議室の部を次のように改める。

（ 1 1 ） 会議室等

施設区分	使用区分		利用料金
大宮前体育館	1時間につき	会議室	600円
		多目的室	600円
荻窪体育館	1時間につき	第1会議室	700円
		第2会議室	500円
上井草体育館	1時間につき	第1会議室	1,000円
		第2会議室	1,000円

#### 附 則

- この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の杉並区体育施設等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第4（5）から（9）まで及び（11）に規定する大宮前体育館（以下「大宮前体育館」という。）の使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 施行日前に前項の規定により杉並区教育委員会が行った大宮前体育館の使用の承認その他の行為は、新条例の規定により指定管理者が行ったものとみなす。

（提案理由）

大宮前体育館の位置を変更するとともに、利用料金を定める等の必要がある。

## 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（使用料等）</p> <p>第5条 公園施設_____の _____の使用料 は、別表第3のとおりとし、体育施設 _____の _____の利用料金は、別表第4の とおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>（利用料金の納付等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 別表第4に規定するプール_____ _____に係る一般使用の際の利用料金の 納付については、別表第5に定める使 用券によることができる。この場合に おいて必要な事項は、委員会が定め る。</p> <p>3 略</p>	<p>（使用料等）</p> <p>第5条 公園施設及び体育施設（別表第 4に規定する施設を除く。）の使用料 は、別表第3のとおりとし、体育施設 （別表第4に規定する施設に限る。以 下同じ。）の利用料金は、別表第4の とおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>（利用料金の納付等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 高井戸温水プール及び上井草温水プ ールに係る一般使用の際の利用料金の 納付については、別表第5に定める使 用券によることができる。この場合に おいて必要な事項は、委員会が定め る。</p> <p>3 略</p>